

独立行政法人日本貿易保険 2013年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

貿易保険は、企業の貿易・投資といった対外取引において避けることのできないリスクを、国の信用力と交渉力に基づく中長期の収支相償メカニズムで救済する保険です。日本企業の国際競争力の確保や、日本経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度となっております。

経済危機や戦争などで一度に巨額の保険金支払いを迫られる可能性等に備え、諸外国において貿易保険は国の事業として行われています。我が国の貿易保険の事業運営は、独立行政法人日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’)にてお客様からの保険料収入により賄われておりますが、我が国企業が安心して海外事業を展開するためには、無限の信用力を有する国の関与は欠かせません。保険金支払後の債権回収も、当該リスクの性格上、主にパリクラブ(主要債権国会議)等の政府間交渉の場を通じて、長期間にわたって行われるため、制度の維持には、国の外交力と交渉力が不可欠です。

NEXIは、約50年間にわたり政府(経済産業省)が実施してきた貿易保険事業を引き継ぎ、2001年4月の設立以来、お客様中心主義に立ちサービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。2013年度は、政府によるインフラ輸出の後押しに沿った我が国企業のインフラ輸出や事業運営、我が国の資源安定供給に係るプロジェクトへの保険の引受を拡大するとともに、海外子会社の第三国輸出を支援するフロンティングスキームの拡充、更に中堅・中小企業の国際展開支援のため地方銀行との業務ネットワークの拡大、貸付保険や投資保険のてん補範囲の拡充、お客様からの提出書類の合理化、簡素化等を実施しました。

2013年度のNEXIの保険引受実績は、前年度比7.5%増の8.1兆円となりました。これは主に、輸出金額の増加に伴う貿易一般保険の増加によるものです。その一方で2012年度に過去最大の海外事業資金貸付保険の引受があったことの反動により、正味保険料収入は前年度比18%減の82億円となりました。保険金支払いに関しては、大型の信用事故に対する支払いが発生したことから、前年度比177%の増加となりました。また、引き続き事業費・一般管理費の削減に努めた結果、経常利益69億円を計上しました。特別損益は、NEXI創設時の被出資債権(保険代位債権)の評価額の見直し等により、85億円の黒字となりました。以上により、当期利益は154億円となりました。

なお、昨年12月には、独立行政法人改革等に関する基本的な方針について、NEXIについては全額政府出資の特殊会社への移行、貿易再保険特別会計の廃止が閣議決定されました。今後、特殊会社への移行に向けた準備作業を進めて参ります。

経済のグローバル化が進展する中で、国家が企業を後押しして官民一体となり国際競争を勝ち抜こうとする動きが強まっています。かかる状況の下、我が国の輸出信用機関であるNEXIへの期待は一層高まっています。NEXIは、今後とも、国の政策実施機

関として、多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険サービスを安定的かつ効率的に提供していくことに、全力を尽くしてまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に実施することを目的としております。(貿易保険法第5条)

② 業務内容

当法人は、貿易保険法第5条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
- 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

③ 沿革

1999年 7月 独立行政法人通則法成立

1999年12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立

2001年 4月 独立行政法人日本貿易保険 設立

(参考)

1950年 3月 輸出信用保険法(現 貿易保険法)成立

以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省にて運営。

④ 設立根拠法

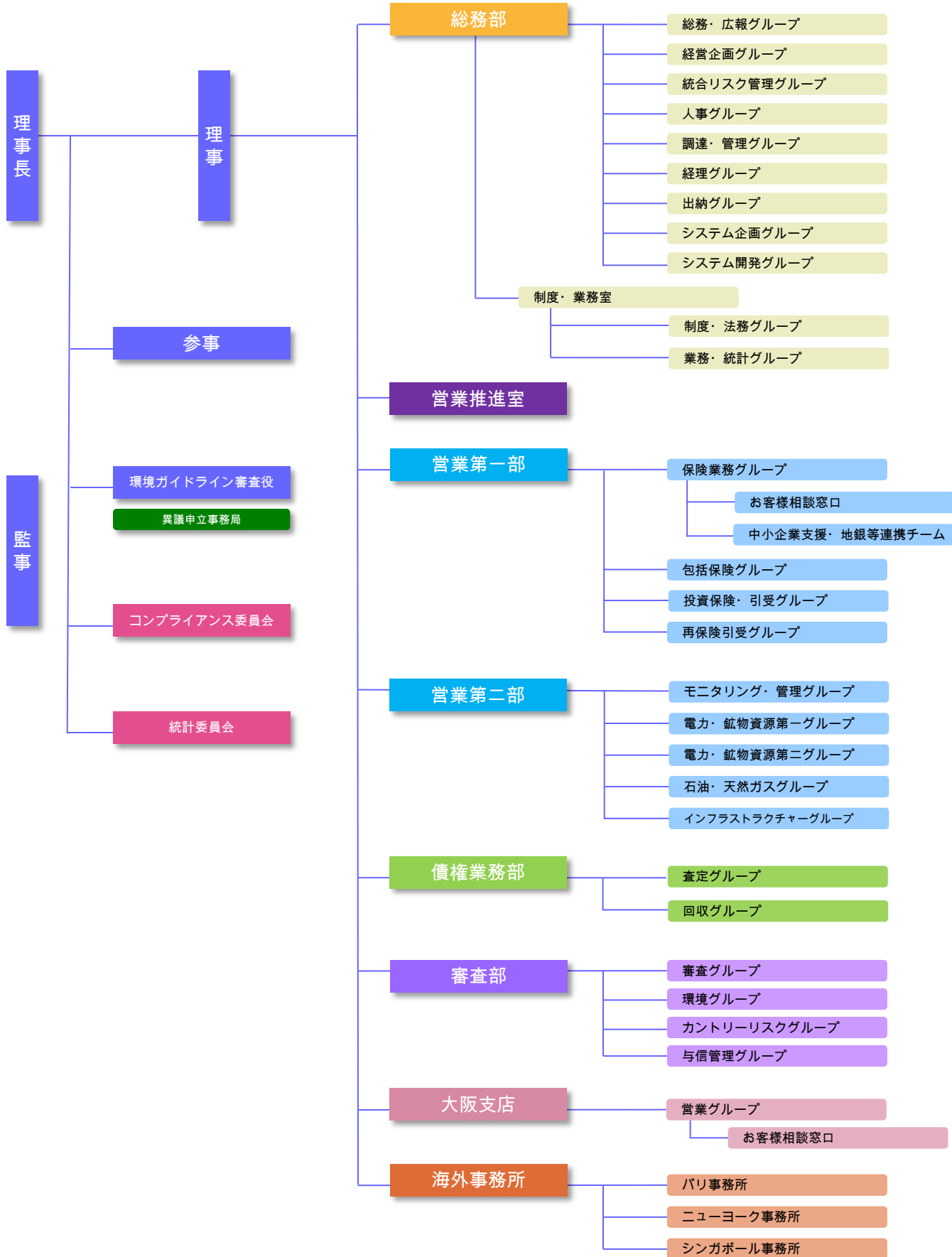
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

貿易保険法(昭和25年法律第67号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

経済産業大臣(経済産業省貿易経済協力局貿易保険課)

NEXIの組織図 (2014年4月現在)



(2) 本社・支社等の住所

本店 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
大阪支店 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階

(3) 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	104,352	—	—	104,352
資本金合計	104,352	—	—	104,352

(4) 役員 of 状況

役職	氏名 (生年月日)	略歴
理事長	板東 一彦 (1954年3月10日生)	1977年4月 通商産業省入省 1992年6月 ジェトロニューヨーク貿易保険事務所 長 2003年7月 独立行政法人日本貿易保険総務部 長 2006年1月 大臣官房審議官 2007年7月 中小企業金融公庫理事 2010年6月 株式会社日本政策金融公庫専務取 締役 2013年4月 独立行政法人日本貿易保険理事長
理事	和田 圭司 (1956年9月2日生)	1980年4月 株式会社住友銀行入社 2001年4月 株式会社三井住友銀行本店営業第 二部次長 2003年6月 投資銀行統括部ストラクチャー審査 室長 2006年4月 独立行政法人日本貿易保険債権業 務部長 2009年4月 独立行政法人日本貿易保険参事 2011年6月 独立行政法人日本貿易保険理事

理事	稲垣 史則 (1960年1月8日生)	1982年4月 2000年6月 2006年11月 2008年11月 2009年8月 2010年7月 2011年4月	通商産業省入省 内閣法制局参事官 通商政策局通商政策課長 大臣官房政策評価広報課長 独立行政法人原子力安全基盤機構理事 大臣官房政策評価審議官 独立行政法人日本貿易保険理事
監事 (常勤)	大岩 武史 (1952年12月7日生)	1976年4月 2001年4月 2004年12月 2007年6月 2010年6月 2011年1月 2011年4月	安田火災海上保険株式会社入社 企業商品業務部長 株式会社損害保険ジャパン国際企画部長 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員 取締役副社長執行役員 独立行政法人日本貿易保険監事
監事 (非常勤)	今井 敬 (1929年12月23日生)	1952年4月 1970年3月 1981年6月 1993年6月 1998年4月 1998年5月 2001年4月 2002年5月 2003年6月 2008年6月	富士製鐵株式会社入社 新日本製鐵株式会社本社燃料金属部副部長 取締役 代表取締役社長 代表取締役会長 社団法人経済団体連合会会長 独立行政法人日本貿易保険監事(非常勤) 社団法人日本経済団体連合会名誉会長 新日本製鐵株式会社相談役・名誉会長 新日本製鐵株式会社名誉会長

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成26年1月1日において137人(前期比増減0)であり、平均年齢は41.5歳(前年1月1日41.1歳)となっています。このうち、国からの出向者は15人、民間等からの出向者は15人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	9,101	支払備金	1,322
有価証券	296,053	責任準備金	23,172
保険代位債権等	222,432	再保険借	4,177
未収収益	1,705	預り金	41
未収保険料	5,390	前受保険料	3,439
再保険貸	205	賞与引当金	99
固定資産	1,636	退職手当引当金	454
その他	580	その他	4,419
貸倒引当金	△ 163,545	負債合計	37,123
		(純資産の部)	
		資本金	104,352
		政府出資金	104,352
		資本剰余金	143,402
		利益剰余金	88,679
		純資産合計	336,433
資産合計	373,557	負債及び純資産合計	373,557

② 損益計算書

(単位:百万円)

	科目	金額
経常 損益	経常収益 (A)	14,241
	保険引受収益	8,582
	資産運用収益	5,245
	為替差益	143
	その他	270
	経常費用 (B)	7,336
	保険引受費用	1,491
	事業費及び一般管理費	5,597
	人件費(注)	1,422
	減価償却費等	774
その他	3,401	
その他	248	
	経常利益 (C=A-B)	6,905
損特 益別	特別利益(被出資債権に関する貸倒引当金戻入額等) (D)	8,687
	特別損失(被出資債権の貸倒損失等) (E)	161
	当期総利益 (C+D-E)	15,432

(注) 給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入及び退職手当引当金繰入の合算額を表示

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	20,586
保険料収入	4,250
保険金の支払	819
回収金による収入	11,404
人件費	△1,331
その他	5,445
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△22,477
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	-
IV 資金に係る換算差額(D)	56
V 資金増加額(又は減少額) (E=A+B+C+D)	△1,835
VI 資金期首残高(F)	10,937
VII 資金期末残高(G=E+F)	9,101

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
I 業務費用	△15,427
損益計算書上の費用	7,496
(控除)自己収入等	△22,923
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	-
III 損益外減損損失相当額	-
IV 損益外利息費用相当額	-
V 損益外除売却差額相当額	-
VI 引当外賞与見積額	-
VII 引当外退職手当増加見積額	33
VIII 機会費用	668
IX (控除)法人税等及び国庫納付額	-
X 行政サービス実施コスト	△14,726

■財務諸表の科目

①貸借対照表

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

②損益計算書

財務諸表 注記V. 固有の表示科目の内容をご参照下さい。

③キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	貿易保険事業の通常業務実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入・支出、人件費支出等が該当
投資活動による キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動による キャッシュ・フロー	ファイナンス・リースに係る支払等(該当なし)
資金に係る換算差額	外貨建資金に係る為替差額

④行政サービス実施コスト計算書

業務費用	日本貿易保険が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
損益外減価償却相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(該当する資産なし)
損益外減損損失相当額	日本貿易保険が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額(該当なし)
損益外利息費用相当額	償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除却費用等に係る利息費用相当額(該当する資産なし)
損益外除売却差額相当額	通則法第46条の2又は第46条の3の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額等相当額等(該当なし)
引当外賞与見積額	運営費交付金による賞与引当金見積額(該当なし)
引当外退職手当増加見積額	政府からの出向職員の退職手当増加見積額
機会費用	政府出資等の機会費用の見積額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 財務諸表(損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書)の主なデータについて概況をご説明します。

(i) 2013年度決算の概況

(経常収益)

2013年度の経常収益は、14,241百万円を計上し、前年度比2,625百万円減(15.6%減)となりました。これは、保険引受収益が前年度比1,328百万円減(13.4%減)、国債等による資産運用収益が同1,279百万円減(19.6%減)となったこと等によります。

(経常費用)

2013年度の経常費用は、7,336百万円を計上し、前年度比1,126百万円減(13.3%減)となりました。これは、正味支払保険金が増加したものの、支払備金が繰入から戻入に転じたこと、責任準備金繰入が減少したこと等により保険引受費用が前年同期比1,694百万円減(53.2%減)となったこと等によります。

(経常利益)

2013年度は、経常収益14,241百万円から経常費用7,336百万円を差し引いた6,905百万円の経常利益を計上いたしました。

(特別利益/損失)

2013年度の特別利益は、被出資債権に関する利息収入及び貸倒引当金戻入により8,687百万円を計上し、前年度比3,336百万円減(27.7%減)となりました。特別損失は、リスク協定締結による貸倒損失の計上等により161百万円を計上し、前年度比159百万円増となりました。

(当期総利益)

以上の経常利益、特別利益及び特別損失から、2013年度は15,432百万円の当期総利益を計上いたしました。

(資産の部)

2013年度末現在の資産合計は、373,557百万円を計上し、前年度比4,893百万円増(1.3%増)となりました。これは、有価証券が前年度比21,815百万円増(8.0%増)となった一方で、保険代位債権等の評価額が同5,353百万円減(8.9%減)、未収保険料が同5,522百万円減(50.6%減)、再保険貸が同2,972百万円減(93.5%減)となったこと等によります。

(負債の部)

2013年度末現在の負債合計は、37,123百万円を計上し、前年度比10,539百万円減(22.1%減)となりました。これは、支払備金が前年度比351百万円減(21.0%減)、再保険借が同8,590百万円減(67.3%減)等によります。

(純資産の部)

2013年度末現在の純資産合計は、336,433百万円を計上し、前年度比15,432百万円増(4.8%増)となりました。これは、当期総利益15,432百万円の計上によります。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

2013年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、20,586百万円を計上し、前年度比24,034百万円増となりました。前期あった国庫納付金32,473百万円の支出がなかったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

2013年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、△22,477百万円を計上し、前年度比26,410百万円減となりました。これは、有価証券の売却による収入等が前年度比23,431百万円減少したこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

2013年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、該当する取引がありませんでした。

(ii) 2009年度から2012年度までの決算の概況

(2009年度)

海外日系企業に係る運転資金支援のニーズや大型資源案件の引受、保険金支払の減少等により経常収益が増加いたしました。また、被出資債権(保険代位債権等)の評価益を計上した結果、16,733百万円の利益を計上いたしました。

(2010年度)

インドネシア等の債務返済が順調な被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったことにより、13,156百万円の貸倒引当金戻入額等を特別利益に計上した結果、21,607百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2011年度)

イラク等の債務返済が順調な被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったことにより、15,704百万円の貸倒引当金戻入額等を特別利益に計上した結果、26,605百万円の当期総利益を計上いたしました。

(2012年度)

大型の案件引受などにより保険料収入が堅調であったこと、ならびに前年度に引き続き被出資債権(保険代位債権等)の評価が上がったこと等による特別損益を12,022百万円計上した結果、20,426百万円の当期総利益を計上いたしました。

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間			当中期計画期間	
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
経常収益	17,286	17,111	16,240	16,866	14,241
経常費用	11,562	11,334	7,234	8,462	7,336
経常利益(損失)	5,724	5,777	9,006	8,404	6,905
特別利益	11,580	16,972	20,006	12,024	8,687
特別損失	571	1,141	2,407	2	161
当期総利益(総損失)	16,733	21,607	26,605	20,426	15,432
資産	315,683	339,262	371,754	368,664	373,557
負債	33,591	35,563	41,450	47,662	37,123
純資産	282,092	303,699	330,304	321,002	336,433
うち利益剰余金(積立金)	37,082	58,689	85,294	73,248	88,679
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,796	6,824	10,236	△3,448	20,586
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,798	△3,773	△12,235	3,933	△22,477
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3	-	-	-	-
資金期末残高	9,373	12,403	10,441	10,937	9,101

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

該当なし

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

該当なし

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

2013年度の行政サービス実施コストは、前年度△19,815百万円から△14,726百万円にコストが増加いたしました。これは、当期総利益が前年度から減少したこと等によります。

表4 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間			当中期計画期間	
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
業務費用	△16,720	△21,598	△26,600	△20,421	△15,427
うち損益計算書上の費用	12,133	12,475	9,641	8,464	7,496
うち自己収入	△28,853	△34,074	△36,241	△28,885	△22,923
損益外減価償却累計額	-	-	-	-	-
損益外減損損失相当額	-	-	-	-	-
引当外賞与見積額	-	-	-	-	-
引当外退職給付増加見積額	45	29	30	22	33
機会費用	1,460	1,315	1,028	584	668
(控除)法人税等及び国庫納付金	-	-	-	-	-
行政サービス実施コスト	△15,215	△20,254	△25,543	△19,815	△14,726

(2) 施設等投資の状況(重要なもの)

該当なし

(3) 予算・決算の状況

(単位:百万円)

区分	前中期計画期間						当中期計画期間					
	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		差額理由	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算		
収入	126,130	118,905	40,533	71,973	53,372	77,016	84,981	90,142	56,406	67,004	決算報告書をご参照下さい。	
業務収入	14,022	15,210	14,202	16,073	14,112	14,320	18,766	15,239	18,241	13,703		
被出資債権からの回収金	7,916	3,320	6,958	433	14,357	1,379	6,036	10,034	7,491	11,367		
有価証券の償還	60,000	56,182	10,000	46,094	12,500	48,914	49,738	54,428	19,737	30,997		
短期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
前年度繰越金	44,192	44,192	9,373	9,373	12,403	12,403	10,441	10,441	10,937	10,937		
支出	126,130	118,905	40,533	71,973	53,372	77,016	84,981	90,142	56,406	67,004		
業務支出	17,343	6,308	19,322	6,288	18,301	5,787	56,728	37,410	25,340	6,181		
投資支出	1,770	1,454	1,770	1,604	1,270	46	1,106	449	2,111	546		
有価証券の取得	60,000	94,618	10,000	48,231	12,500	61,165	-	50,053	-	52,879		
短期借入金返済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の支出	2	3	2	-	-	-	-	-	-	0		
翌年度繰越金	47,015	9,373	9,439	12,403	21,299	10,441	27,147	10,937	28,955	9,101		
予算差異	-	7,148	-	3,448	-	△423	-	△8,707	-	△1,704		

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間の業務費を、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすることを目標としています。また、一般管理費については、当中期目標期間中、2011年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うことを目標としています。この目標を達成するため、調達方法の見直しや、システム保守費用削減等の措置を講じています。

(単位:百万円)

区分	前中期目標期間終了年度		当中期目標期間	
	金額	比率	2013年度	
			金額	比率
業務費	4,061	100%	3,730	91.8%
一般管理費	560	100%	537	95.9%

(注1) システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除いています。

(注2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費です。

(注3) 前中期目標期間終了年度の金額(基準値)は、(注1)及び(注2)に則って算出した、2011年度の実績(業務費)及び見込み(一般管理費)です。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人は、貿易保険事業の実施による、保険料収入及び支払保険金の回収金収入を財源として運営しております。また、被出資財産(保険代位債権等)の回収金については、これを国債等により運用し、利息収入を得ております。

なお、当法人では、上記の事業収入等により運営しており、交付金・補助金は受けておりません。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 統計データの作成方針について

(i) 短期・中長期の基準に係るBUルールへの適用

統計データの作成及び表示方法につきましては、以下のBUルール(BU:国際輸出信用保険機構)の区分に基づいております。

短期 :1年以内

中長期:1年超(資本財は全て中長期として区分)

(ii) 引受実績の作成方針

引受実績につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し作成しております。

(iii) 責任残高の作成方針

責任残高につきましては、保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成しております。

② 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険を含めた総額が前年度比2.6%増の8,517,171百万円、当法人保有分が前年度比7.4%増の841,149百万円となりました。保険種別では、海外事業資金貸付保険が前年度比48.4%減の706,030百万円となった一方、貿易一般保険が前年度比11.3%増の6,849,345百万円、貿易代金貸付保険が前年度比57.2%増の193,845百万円、海外投資保険が前年度比15.4%増の611,679百万円となりました。再保険は前年度比29.0%増の107,439百万円となりました。

2013年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績						収入保険料					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分			元受・受再収入保険料			正味収入保険料		
	金額	構成比	対前期増減率	金額	構成比	対前期増減率	金額	構成比	対前期増減率	金額	構成比	対前期増減率
貿易一般保険	6,849,345	80.4	11.3	683,838	81.3	11.2	13,315	41.6	11.5	3,377	41.4	4.1
責任期間1年以内	3,855,361	45.3	11.7	385,536	45.8	11.7	5,612	17.5	11.7	1,414	17.3	3.8
責任期間1年超	2,993,984	35.2	10.9	298,302	35.5	10.6	7,703	24.1	11.3	1,963	24.1	4.4
貿易代金貸付保険	193,845	2.3	57.2	19,384	2.3	57.2	3,899	12.2	155.9	1,007	12.4	144.3
簡易通知型包括保険	23,589	0.3	23.1	2,359	0.3	23.1	43	0.1	12.2	11	0.1	4.3
輸出手形保険	14,153	0.2	15.1	1,415	0.2	15.1	132	0.4	19.1	33	0.4	10.8
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	5	0.0	246.4	0	0.0	246.4	0	0.0	4.3	0	0.0	▲3.1
海外投資保険	611,679	7.2	15.4	60,189	7.2	23.2	4,471	14.0	20.3	1,136	13.9	17.3
海外事業資金貸付保険	706,030	8.3	▲48.4	62,110	7.4	▲34.1	6,078	19.0	▲66.1	1,566	19.2	▲63.4
限度額設定型貿易保険	7,420	0.1	▲20.5	742	0.1	▲20.5	263	0.8	▲18.1	66	0.8	▲24.1
中小企業輸出代金保険	2,740	0.0	110.2	274	0.0	110.2	24	0.1	101.8	6	0.1	87.5
再保険	107,439	1.3	29.0	10,744	1.3	29.0	3,749	11.7	16.9	945	11.6	8.6
アジア再保険	8,307	0.1	267.9	831	0.1	267.9	44	0.1	90.8	11	0.1	78.7
ワンストップショップ	93,778	1.1	26.8	9,378	1.1	26.8	3,678	11.5	16.7	927	11.4	8.4
フロンテイング	5,353	0.1	▲24.3	535	0.1	▲24.3	26	0.1	▲15.8	7	0.1	▲21.9
日系企業取引信用保険	927	0.0	-	93	0.0	-	22	0.1	-	5	0.1	-
合計	8,517,171	100.0	2.6	841,149	100.0	7.4	31,994	100.0	▲17.5	8,153	100.0	▲17.7

(注) 当法人保有分:当法人が責任を負っている金額。元受、受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

また、収入保険料は前年度比17.5%減の31,994百万円、正味収入保険料は、前年度比17.7%減の8,153百万円となりました。保険種別の収入保険料では、海外事業資金貸付保険が前年度比66.1%減の6,078百万円となった一方、貿易一般保険が前年度比11.5%増の13,315百万円、貿易代金貸付保険が前年度比155.9%増の3,899百万円、海外投資保険が前年度比20.3%増の4,471百万円、再保険は前年度比16.9%増の3,749百万円となりました。

引受実績を地域別にみると、受再を含む元受ベースで、アジア向けが4,694,526百万円と最も大きく全体の51.1%を占め、次にヨーロッパ向けが1,073,187百万円、中東向けが926,125百万円となりました。

2013年度地域別引受状況

(単位:百万円)

	引受実績						収入保険料					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分			元受・受再収入保険料			正味収入保険料		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
アジア	4,694,526	51.1	17.3	469,452	51.6	18.0	12,703	39.7	▲ 0.0	3,228	39.6	▲ 3.8
中東	926,125	10.1	56.7	92,612	10.2	56.7	4,636	14.5	1.0	1,169	14.3	▲ 5.0
ヨーロッパ	1,073,187	11.7	34.9	106,341	11.7	38.6	5,906	18.5	45.4	1,521	18.7	43.0
北米	332,822	3.6	13.3	32,186	3.5	10.7	798	2.5	4.1	199	2.4	▲ 1.0
中米	733,386	8.0	▲ 18.8	73,339	8.1	▲ 18.8	679	2.1	42.3	169	2.1	40.1
南米	569,857	6.2	▲ 35.5	56,985	6.3	▲ 30.3	3,318	10.4	1.5	863	10.6	2.6
アフリカ	450,794	4.9	0.8	45,079	5.0	0.8	2,997	9.4	107.9	764	9.4	98.8
オセアニア	259,023	2.8	▲ 68.9	17,409	1.9	▲ 64.2	56	0.2	▲ 99.5	14	0.2	▲ 99.4
国際機関	155,064	1.7	▲ 7.7	15,506	1.7	▲ 7.7	901	2.8	▲ 15.4	228	2.8	▲ 21.6

- (注1) 国別計上の方法: 船前・仕向国。船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。
 (注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されている。
 (注3) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(ii) 保険金支払の状況

2013年度の支払保険金の総額は、前年度比 177.0%増の 12,234 百万円となりました。これは、非常事故による支払が昨年度並みであった一方、大型案件での信用事故による支払が前年度に比べ増加したためです。

引き続き、引受案件のモニタリング強化を通じ、お客様と一体となり保険事故回避に努めるとともに、事故が生じた際には迅速な保険金支払ができるよう備えています。

2013年度保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位:百万円)

	2013年度 支払保険金額								
			うち非常			うち信用			
	構成比	対前期増減率	構成比	対前期増減率	構成比	対前期増減率	構成比	対前期増減率	
貿易一般保険	9,675	79.1	214.2	0	0.0	—	9,675	82.0	264.4
貿易代金貸付保険	1,723	14.1	47.8	0	0.0	—	1,723	14.6	47.8
簡易通知型包括保険	17	0.1	—	0	0.0	—	17	0.1	—
輸出手形保険	14	0.1	393.1	0	0.0	—	14	0.1	393.1
輸出保証保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
前払輸入保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外投資保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
海外事業資金貸付保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
限度額設定型貿易保険	368	3.0	119.6	0	0.0	—	368	3.1	119.6
中小企業輸出代金保険	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
再保険	436	3.6	—	436	100.0	—	0	0.0	—
合計	12,234	100.0	177.0	436	100.0	2.9	11,798	100.0	195.5

(iii) 回収

2013年度の回収金は、前年度比 30.6%増の 31,375 百万円となりました。これは、リスク国の返済が順調に進んだことによるものです。

2013年度回収金

(単位:百万円)

	当法人分			国代位分			再保険分			合計		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
非常事故	14,171	99.6	34.8	9,119	100.0	12.1	7,575	94.4	55.1	30,865	98.4	31.2
リスク	14,171	99.6	35.2	9,119	100.0	12.1	6,449	80.4	74.9	29,739	94.8	33.3
リスク外	0	0.0	▲ 100.0	0	0.0	-	1,126	14.0	▲ 5.9	1,126	3.6	▲ 8.2
信用事故	60	0.4	▲ 79.9	0	0.0	-	450	5.6	137.3	509	1.6	4.7
合計	14,231	100.0	31.6	9,119	100.0	12.1	8,025	100.0	58.2	31,375	100.0	30.6

(iv) 責任残高

2013年度末の責任残高は、前年度比 9.4%増の 20,662,947 百万円となりました。当法人保有分については、同 11.6%増の 2,002,008 百万円となりました。

保険種別こみると、貿易一般保険が前年度比 4.0%増の 8,502,416 百万円、貿易代金貸付保険が前年度比19.5%増の 1,894,144 百万円、海外投資保険が前年度比25.3%増の 1,399,630 百万円、海外事業資金貸付保険が前年度比8.8%増の 7,994,404 百万円となりました。

2013年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
貿易一般保険	8,502,416	41.1	4.0	849,389	42.4	4.2
責任期間1年以内	3,569,810	17.3	15.3	357,452	17.9	15.4
責任期間1年超	4,932,606	23.9	▲ 2.9	491,938	24.6	▲ 2.6
貿易代金貸付保険	1,894,144	9.2	19.5	292,478	14.6	29.0
簡易通知型包括保険	8,671	0.0	45.5	867	0.0	45.5
輸出手形保険	3,810	0.0	14.2	855	0.0	▲ 12.4
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	0	0.0	-	0	0.0	-
海外投資保険	1,399,630	6.8	25.3	122,319	6.1	28.2
海外事業資金貸付保険	7,994,404	38.7	8.8	650,439	32.5	10.1
限度額設定型貿易保険	12,172	0.1	▲ 20.7	1,217	0.1	▲ 20.7
中小企業輸出代金保険	978	0.0	96.2	100	0.0	86.3
再保険	844,868	4.1	33.4	84,157	4.2	33.6
アジア再保険	12,577	0.1	313.3	1,258	0.1	313.3
ワンストップショップ	813,987	3.9	31.0	81,069	4.0	31.2
フロンテイング	18,304	0.1	103.3	1,830	0.1	103.3
日系企業取引信用保険	1,853	0.0	-	185	0.0	-
合計	20,662,947	100.0	9.4	2,002,008	100.0	11.6

- (注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額、元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。
(注2) 保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

保険種別責任残高の経年比較

(単位:百万円)

	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	構成比
貿易一般保険	7,982,030	8,200,931	8,112,075	8,176,734	8,502,416	41.1
責任期間1年以内	2,029,412	2,603,741	2,338,010	3,097,421	3,569,810	17.3
責任期間1年超	5,952,618	5,597,190	5,774,066	5,079,312	4,932,606	23.9
貿易代金貸付保険	815,476	996,520	1,444,692	1,585,438	1,894,144	9.2
簡易通知型包括保険	0	1,332	5,830	5,959	8,671	0.0
輸出手形保険	4,992	5,137	3,323	3,336	3,810	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	107	0	0	0	0	0.0
海外投資保険	790,936	776,508	944,798	1,117,154	1,399,630	6.8
海外事業資金貸付保険	6,000,352	6,479,335	6,432,243	7,350,131	7,994,404	38.7
限度額設定型貿易保険	11,952	16,226	15,147	15,340	12,172	0.1
中小企業輸出代金保険	161	168	145	499	978	0.0
再保険	319,223	399,833	493,727	633,278	844,868	4.1
日系企業取引信用保険	-	-	-	-	1,853	0.0
合計	15,925,229	16,875,991	17,451,980	18,887,867	20,662,947	100.0

- (注1) 短期・中長期区分: 短期(1年以内・資本財を除く)・中長期(1年超・資本財を含む)
(注2) 事業年度末保険契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約については、同特約の保険金額を用い作成。

6. 参考資料

(1) 参考データ

① 引受実績の経年比較

(単位:百万円)

	引受実績					
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比
貿易一般保険	6,231,455	7,308,903	7,110,487	6,151,894	6,849,345	80.4
責任期間1年以内	2,747,597	3,498,241	3,321,146	3,451,195	3,855,361	45.3
責任期間1年超	3,483,858	3,810,662	3,789,341	2,700,699	2,993,984	35.2
貿易代金貸付保険	91,382	239,764	343,996	123,290	193,845	2.3
簡易通知型包括保険	—	1,392	14,340	19,162	23,589	0.3
輸出手形保険	19,986	20,199	16,549	12,295	14,153	0.2
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	107	0	254	1	5	0.0
海外投資保険	213,193	219,229	440,367	530,106	611,679	7.2
海外事業資金貸付保険	1,606,754	741,082	549,068	1,369,370	706,030	8.3
限度額設定型貿易保険	9,653	11,761	10,311	9,331	7,420	0.1
中小企業輸出代金保険	646	624	567	1,304	2,740	0.0
再保険	25,885	39,998	51,834	83,311	107,439	1.3
日系企業取引信用保険	—	—	—	—	927	0.0
合計 (注1)	8,199,062	8,582,951	8,537,772	8,300,064	8,517,171	100.0

(注1) 契約締結日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険特約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額。

② 保険金の経年比較

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比
非常事故	3,268	3,972	1,342	424	436	3.6%
信用事故	7,173	4,603	7,017	3,993	11,798	96.4%
合計	10,441	8,574	8,359	4,416	12,234	100.0%

③ 回収金の経年比較

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
回収金額	20,515	15,640	17,668	24,017	31,375

④ 責任残高(事業年度末為替レート適用)

年度末為替レート(経年比較においては、各事業年度末の為替レート)を適用し作成した責任残高(外貨建対応の特約付保険契約の保険金額を用いない実勢の責任残高)は、以下の通りとなります。

(i) 2013年度保険種別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

2013年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期増減率		構成比	対前期増減率
		%	%		%	%
貿易一般保険	8,495,228	59.3	4.0	848,671	57.4	4.3
責任期間1年以内	3,569,810	24.9	15.3	357,452	24.2	15.4
責任期間1年超	4,925,418	34.4	▲ 2.9	491,219	33.2	▲ 2.6
貿易代金貸付保険	1,320,215	9.2	27.8	242,922	16.4	33.7
簡易通知型包括保険	8,671	0.1	45.5	867	0.1	45.5
輸出手形保険	3,810	0.0	14.2	855	0.1	▲ 12.4
輸出保証保険	0	0.0	-	0	0.0	-
前払輸入保険	0	0.0	-	0	0.0	-
海外投資保険	1,399,630	9.8	25.3	122,319	8.3	28.2
海外事業資金貸付保険	2,600,398	18.2	16.0	213,093	14.4	17.3
限度額設定型貿易保険	12,172	0.1	▲ 20.7	1,217	0.1	▲ 20.7
中小企業輸出代金保険	978	0.0	96.2	100	0.0	86.3
再保険	480,434	3.4	45.2	47,861	3.2	45.4
アジア再保険	6,471	0.0	265.8	647	0.0	265.8
ワンストップショップ	463,562	3.2	43.2	46,174	3.1	43.3
フロンテイング	10,402	0.1	100.5	1,040	0.1	100.5
日系企業取引信用保険	927	0.0	-	93	0.0	-
合計	14,322,464	100.0	10.9	1,477,997	100.0	12.9

(注1) 当法人保有分:当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を引いたもの。

(単位:百万円)

	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	構成比
						%
貿易一般保険	7,959,765	8,184,301	8,099,696	8,167,551	8,495,228	59.3
責任期間1年以内	2,022,794	2,601,992	2,337,812	3,097,421	3,569,810	24.9
責任期間1年超	5,936,971	5,582,309	5,761,884	5,070,130	4,925,418	34.4
貿易代金貸付保険	500,438	577,707	832,267	1,032,720	1,320,215	9.2
簡易通知型包括保険	0	1,332	5,830	5,959	8,671	0.1
輸出手形保険	4,992	5,137	3,323	3,336	3,810	0.0
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0
前払輸入保険	107	0	0	0	0	0.0
海外投資保険	790,936	776,508	944,798	1,117,154	1,399,630	9.8
海外事業資金貸付保険	2,030,689	2,155,666	2,129,124	2,241,104	2,600,398	18.2
限度額設定型貿易保険	11,952	16,226	15,147	15,340	12,172	0.1
中小企業輸出代金保険	161	168	145	499	978	0.0
再保険	147,313	174,558	219,207	330,785	480,434	3.4
日系企業取引信用保険	-	-	-	-	927	0.0
合計	11,446,354	11,891,603	12,249,536	12,914,446	14,322,464	100.0

(ii) 2013年度地域別責任残高と経年比較(事業年度末為替レート適用)

(単位:百万円)

	責任残高					
	元受・受再ベース			うち当法人保有分		
		構成比	対前期 増減率		構成比	対前期 増減率
		%	%		%	%
アジア	6,603,603	44.6	18.1	651,664	43.0	16.5
中東	1,889,077	12.8	1.9	237,983	15.7	2.5
ヨーロッパ	1,913,011	12.9	7.5	235,136	15.5	35.4
北米	474,068	3.2	26.2	45,898	3.0	25.7
中米	642,637	4.3	3.5	65,963	4.4	2.7
南米	1,059,399	7.2	0.9	91,571	6.0	▲ 4.9
アフリカ	772,231	5.2	▲ 2.0	64,778	4.3	▲ 16.0
オセアニア	1,198,756	8.1	9.8	98,043	6.5	5.6
国際機関	246,227	1.7	21.4	24,607	1.6	21.6

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(注5) 当法人保有分: 当法人が保険責任を負っている金額。元受・受再ベースの数字から出再分を差し引いたもの。

(単位:百万円)

	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	構成比
						%
アジア	4,305,435	4,826,289	5,223,394	5,591,707	6,603,603	44.6
中東	2,531,022	2,096,943	1,919,569	1,852,988	1,889,077	12.8
ヨーロッパ	1,237,234	1,361,156	1,563,996	1,778,936	1,913,011	12.9
北米	869,422	840,569	651,853	375,726	474,068	3.2
中米	735,762	754,325	698,215	620,925	642,637	4.3
南米	750,377	675,266	824,239	1,050,016	1,059,399	7.2
アフリカ	903,281	864,959	890,361	788,076	772,231	5.2
オセアニア	349,574	744,995	774,131	1,092,066	1,198,756	8.1
国際機関	158,757	227,419	218,854	202,893	246,227	1.7

(注1) 受再を含む。

(注2) 国際機関の支払い保証が付されている場合は、別枠に計上。

(注3) 国別計上の方法: 船前・仕向国、船後・支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されている。

(2)中期目標

独立行政法人日本貿易保険第四期中期目標

平成24年3月1日
経済産業省

我が国の貿易保険制度は、昭和25年の制度発足以来、我が国企業の貿易・投資に関して、戦争や為替取引の制限といった通常の保険では負担することのできないリスクをカバーしてきた。貿易保険を巡る最近の状況を踏まえた、日本貿易保険の今後の業務運営の基本的な方向性は以下のとおりである。

第一に、国際競争力を支える強靱な制度基盤の提供である。いわゆるリーマンショック以降、世界的に官民挙げた輸出競争が激化する中、各国で貿易保険強化の動きが顕著である。我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える、制度基盤としての貿易保険の役割は一層重要となっている。貿易保険は、主要各国ともに、国の事業として、国の最終的なリスク負担により実施されているが、なかでも中韓をはじめアジア諸国の貿易保険機関が近年とみにその存在感を増している。我が国としても、引き続き国の事業としての貿易保険制度の持続的な事業基盤を確固たるものとしつつ、日本貿易保険を通じたサービス向上・専門性強化・効率的運営に努めることにより、海外市場における我が国企業の国際競争力を確保していくことが不可欠である。また国際的な金融環境の変化や国際的な銀行監督ルール(バーゼル3)の導入等を踏まえ、日本貿易保険としても貿易金融が円滑に供給されるよう、適切な対応に努めることが必要である。

第二に、日本経済の「新たな成長」に向けた政策的役割の強化である。平成22年6月に策定された政府の「新成長戦略」を踏まえ、貿易保険によるリスクテイク拡充を図ってきたところである。東日本大震災後の日本経済の「新たな成長」に向けた国家戦略として平成23年12月に策定された「日本再生の基本戦略」の下でも、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開、中小企業や農業等の国際展開と「日本」ブランド復活・強化、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の普及、諸外国との経済連携など絆の強化、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源確保等の分野に特に重点的に取り組むことが必要である。

第三に、行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応である。平成22年10月の特別会計「事業仕分け」の結果を踏まえ、貿易保険制度の重要性、その機能が損なわれて利用者に不便が生じないことを前提に、国家の保証等国の関与を確保しつつ、平成27年度末までに貿易再保険特別会計を廃止し、日本貿易保険に統合することとされ、平成25年の通常国会に関連法案を提出することになった。

さらに、政府の独立行政法人改革の一環として、「日本再生の基本戦略」を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に

係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社に移行することとなった(平成24年1月閣議決定)。

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、十分な検討を行う必要がある。

具体的な制度設計は、今後の法整備によるところであるが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取り組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手することが適当である。

以上を踏まえ、日本貿易保険の中期目標は以下のとおりとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、中長期的見地で貿易保険を運営することが適当であることに鑑み、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。ただし、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日までとする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

日本貿易保険設立以来の「お客様中心主義」の理念を引き続き徹底し、利用者の視点に立ったサービスの向上に努めることとする。

また、企業の取引環境の変化に応じ、海外拠点を通じた取引への支援強化などの商品性改善に取り組むこととする。平成25年より実施段階に入る国際的な銀行監督ルール(「バーゼル3」)下においても、貿易保険付きファイナンスが質的・量的に確保され、我が国企業の海外展開や民間資金を活用したインフラ整備が円滑に行われるよう、必要な環境整備に努めることとする。

(1) 商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

① 利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し

近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、手続きの簡素化を含め現在提供して

いる貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。

また、欧州における債務危機など国際金融の動向を注視しつつ、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。

(2) サービスの向上

現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努めることとする。

① 利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

② 意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について不断の改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。特に、中小企業向け案件については、利用者の負担軽減や業務処理の改善に努めること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・信用リスク(註1)に係る保険金の査定期間を、被保険者事由あるいは海外関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。
- ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件(註2)については5営業日以内)に回答する。
- ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

(註)

1)「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生危険性を指す。

2)「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

③情報提供の強化と利用者ニーズの把握

中小企業を含めた利用者向け情報提供を強化するなど、保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開すること。これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても、意見の聴取や定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。

(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に努めること。

①リスク管理の強化

重点的政策への対応強化を含めて、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリーリスクやバイヤーリスクの審査の充実はもちろん、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、総合的なリスク管理を向上させること。

また、複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ること。

②専門能力の向上及び人材育成

利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、的確な査定を行うための体制を整備するなど再発防止に向けた必要な取組みを行うこと。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署を設けるなど内部統制について、更に充実・強化を図ること。

また、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。

⑤業務運営の透明性の確保

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、

貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解増進に努めること。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも「日本再生の基本戦略」を踏まえ、以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度に引き上げること(その際の指標については、経済産業省が今後策定予定の国際競争力強化に向けたプログラムを踏まえるものとする。)

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

① 新たな成長戦略への対応

新たな成長戦略の実現に向け、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に对应していくことが我が国の強い経済を復活させるための鍵であるとの認識に立ち、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開の支援に一層積極的に取り組むこと。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクを日本貿易保険が補完し、海外展開を強力に支援していくこと。また、国産航空機や宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組むこと。

② 中小企業及び農業等の国際展開支援

全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、平成23年度に創設した地銀提携ネットワーク(現在11行)を出来る限り早い時期に倍以上に拡充し、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用して、利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付(保険事故前輸出代金債権の流動化支援など)の機会を拡大していくこと。

また、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献すること。

③ 環境・安全技術の普及

環境社会配慮ガイドライン等の遵守にとどまらず、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出やプロジェクトの組成を、地球環境保険の活用等により積極的に支援し、持続的な世界経済の発展にも貢献すること。

④諸外国との経済連携などの強化

アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者などとの連携を推進することにより、利便性を高め、現地日系企業の事業展開や国際プロジェクトを支援すること。また、こうした取組みを通じて、貿易保険制度に関する各国との相互理解や協力関係を深め、OECD等における先進国間での議論にとどまらず、新興国も含む形での輸出信用の枠組みに関する国際的議論の進展を促すこと。

⑤資源の安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫などに鑑みれば、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源の安定供給源確保はこれまで以上に重要となる。したがって、資源エネルギー総合保険の戦略的な活用を含め、我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組みの支援、国営資源企業との協力強化に努めること。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続すること。また、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断の経験も踏まえ、我が国企業の海外現地法人の運転資金や販売支援等にも積極的に取り組むこと。

(5)民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に一層努めること。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外フロンティング契約(民間保険会社の海外子会社が引き受けた保険責任を日本貿易保険が再保険の形で引き受ける契約。)の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡充など、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け一層積極的に取り組むこと。

②サービス提供の在り方の見直し

近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことに留意しつつ、仮に民間事業者が十分かつ安定的にサービスを提供するという見通しが利用者から見て明確になった時には、当該分野に対する日本貿易保険のサービス提供の在り方を抜本的に見直すこと。また、保険会社に対する支払余力規制強化などの国際的動向や東日本大震災が保険会社に与える影響についても注視しつつ、利用者から見た総体としての引受能力の確保・強化を図ること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発・導入の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

なお、今後の独立行政法人改革(平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務等の機動性の在り方の検討を含む。)の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

①日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費(人件費を含む。)については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。

(註1)システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改革に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

(註2)一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

②人件費及び給与水準については、独法改革の結果を踏まえるとともに、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組みを進め、人件費全体の抑制を図ること。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、新組織形態への移行を見据えつつ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図ること。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用コストの削減を図ること。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。

④民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

(2)システムの効果的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特別会計廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組みを行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

リスケ債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする必要がある。

(1)財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。

(註)

- 1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。
- 2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、日本貿易保険による迅速な保険

金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定すること。

(2) 債権管理・回収の強化

①保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと(その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率20%を達成するように努めること(註)。)。

(註)

回収実績率の目安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する。

期間平均回収実績率 = 期間平均値(各事業年度の回収金額) ÷ 期間平均値(回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額)

②査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生防止、損失の軽減に努めること。

③保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

「事業仕分け」結果を踏まえ、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保すること。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえること。また、リスクの的確な反映、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮すること。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「特別会計改革の基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)を踏まえた新たな貿易保険制度に円滑に移行するために必要な措置を検討すること。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組みを着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手すること。

(3)中期計画

独立行政法人日本貿易保険第四期中期計画

12-一般-00064

平成24年3月2日

1. 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とします。ただし、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日までとします。

なお、日本貿易保険は、平成24年1月の閣議決定に従って、「日本再生の基本戦略」を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、特殊会社に移行することになっております。本邦企業の国際競争力を強化し、お客様の利便性向上を図るため、新組織形態移行後は貿易保険事業の改善・充実を図り、従来以上に引受審査やリスク管理など事業体制を強化していくことが求められます。貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営していることを踏まえ、事業収入と業務費・人件費の費用対効果等に基づき、真に効率的かつ効果的な業務運営を目指す必要があります。第四期中期計画期間中においては、新組織形態への円滑な移行のための準備を進めて参ります。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する

ためとるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組めます。

(1) 商品性の改善

我が国の通商・産業政策の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に取り組めます。

①現行保険商品の見直し

近年の我が国企業の多様なビジネス形態に対応して、貿易保険の商品性の改善に不断に取り組んでまいります。そのため、お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フロントリング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応します。

具体的には、中小企業輸出代金保険の見直し、海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援、海外投資保険の見直し、プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供、航空機保険の制度設計等に取り組み、随時実施します。また、現行商品の利便性向上についても引続き取り組みます。

また、欧州債務危機などの国際的な金融危機への対応については、有事の際のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携しつつ、お客様のニーズに即した円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、機動的に制度や運用の改善を図ります。

なお、上記の内容や時期については、年度計画において定めます。

(2)サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。

①お客様の負担軽減

パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム(SPIRIT-ONE)については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム(NEXIライブラリー)については、システム移行を検討の上、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化を進めます。特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組みます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とする。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営

業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内)に回答する。

- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確に行う。

(註)信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者から提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。具体的には、ホームページやパンフレット等を逐次見直し、広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品ご紹介を、セミナーや提携する地方銀行等との会合を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。

(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

①リスク管理の強化

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化

を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、リスク管理体制の整備に取り組めます。

複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。

また、国内外の関係諸機関との連携体制の強化等、審査・情報収集能力の向上に取り組めます。

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組めます。

国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組めます。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組めます。具体的には、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定の体制を整備します。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署の設置を検討し可能な限り早期に結論を得る等、内部統制の強化を図ります。

機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

国民の皆様に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、日本貿易保険の事業について一層理解頂くべく、情報開示を積極的に行います。

第一期・第二期・第三期中期目標期間においても原則企業会計原則に基づく財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組んでまいりました。引続きこうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、

日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組みます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図り、政策的に特に重要な中長期貸付及び投資案件の引受比率を現行の2割から中期目標期間中に3割程度へ引き上げます。

このため、以下の政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、各年度計画に必要な制度上の具体的対応策を盛り込み、着実に実行に移します。

また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策を十分に踏まえます。

① 新たな成長戦略への対応

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組みます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組みます。

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施します。加えて、宇宙関連産業のファイナンス面からの輸出支援に積極的に取り組みます。

② 中小企業及び農業等の国際展開支援

中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。

また、地方銀行との提携ネットワークを出来る限り早い時期に第三期目標期間末から倍増以上に拡充する等、民間金融機関や中小企業関係機関との提携を拡大し、ノウハウの共有化を図るとともに、このネットワークを一層活用し、地域の中小企業にとっての利便性を向上させるほか、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付(保険事故前輸出代金債権の流動化支援など)の機会を拡大します。

更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・強化にも貢献します。

③環境・安全技術の普及

我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO2排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。

また、OECDにおける環境共通アプローチの議論等を踏まえ改定した新たな環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。

④諸外国との経済連携などの強化

各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。具体的には、新規の再保険協定・協力協定の締結を推進します。また、これまで12機関の海外輸出信用機関と再保険協定を締結し、アジアの6機関とアジア再保険協定を締結していますが、ニーズの変化等に対応し、既存協定の見直しも随時実施していくことで、利便性の向上を図ります。

こうした取組を通じて、貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組に関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援を確実に継続するとともに、タイの洪水によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に取り組み、災害等の影響を受けた日本企業の海外事業展開を支援します。

(5)民間保険会社による参入の円滑化

民間保険会社による参入の円滑化については、組合包括保険制度への付保選択制導入、民間保険会社との業務提携等、お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に努めてきましたが、引き続き民間事業者の事業機会拡大のための

環境整備に取り組みます。

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組みます。具体的には、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との販売委託の拡大などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。

②サービス提供の在り方の見直し

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期・第三期中期目標期間中においては効率的な業務運営基盤を確立するべく努めてきましたが、この体制を維持・強化し、一層の業務運営効率化を推進するため、職員のコスト意識を徹底するとともに、業務処理の合理化に取り組みます。

また、第四期システム(SPIRIT-ONE)開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立します。

(1)業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行いますが、他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉

価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、独法改革の結果を踏まえ、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費(人件費を含む)については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。また、円滑な新組織形態への移行に向けた準備を進め、人材育成等を含め必要な手当を行います。

なお、今後の独立行政法人改革(平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性の在り方の検討を含む)の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

(註1)システム開発関連経費、特別会計改革・独法改革などの制度改正に伴う経費及びこれに向けた準備に必要な経費、日本再生の基本戦略を踏まえた法改正に伴う経費、中期目標期間中に新たに政策上必要が生じたため追加・拡充される施策に伴う経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

(註2)一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

(参考)	平成23年度末の一般管理費	560百万円
	平成27年度末の一般管理費見込み	537百万円
	中期目標期間中の一般管理費総額見込み	2,184百万円

②人件費及び給与水準については、業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが(年齢勘案128.7、年齢・地域・学歴勘案107.2(22年度実績))、独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイルズ指数(国家公務員の給与水準を100とした指数)の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、日本貿易保険を全額政府出資の特殊会社へ移行する閣議決定(平成24年1月)を踏まえ、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性

及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

- ④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システム(SPIRIT-ONE)のシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現します。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めます。

政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。

4. 財務内容の改善に関する事項(予算、収支計画及び資金計画)

(1) 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

- (ア) 予算計画(別添1参照)
- (イ) 収支計画(別添2参照)
- (ウ) 資金計画(別添3参照)

(2) 債権管理・回収の強化

- ①債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して、積極的かつ的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます(その際の日安として、中期目標期間終了時において期間平均の回収実績率 20%を達成に取り組みます。)

(註)回収実績率の日安については、第二期・第三期と同様、期間平均の実績を達成目標として回収の強化に取り組みます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的な案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組みます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生防止、損失の軽減に取り組みます。

③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。

また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組みます。

5. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じうる措置は早期に着手するようにいたします。また、国家戦略上の重要性など国の政策判断を的確に反映させつつ法人のトップマネジメントの下で行われる専門的なリスク判断が的確に行われる仕組みの在り方について、遅くとも平成27年度末の移行までに結論を得るよう十分な検討を行います。

また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講

じうる措置は早期に着手します。

なお本計画については、貿易保険はその運営が国際政治経済情勢の変化に的確に対応したものである必要があることから、今後、大きな情勢の変化がある場合には、機動的な対応が可能となるよう適時適切に見直しを行います。

6. 高い専門性を持った人材の育成(人事に関する計画)

(1) 方針

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとしします。

また、現行の業務処理の改善(例えば、定型業務の処理体制の一元化や管理部門の業務の効率化等)を図ることにより、業務の量・質に対応した、より適正な人員の配慮を行います。さらに、目標管理制度に基づく業績評価や業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて、職員が引き続き日本貿易保険においてその専門性を活かしていくことに対してインセンティブを与えるような、魅力ある就業環境の形成に引き続き取り組みます。

(2) 人員に係る指標

平成27年度末の人員を平成23年度末の水準以下とします。なお、今後の独立行政法人改革(平成24年1月閣議決定を踏まえた組織・事務の機動性の在り方の検討を含む)の結果や今後の法改正等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

(参考1) 平成23年度末の人員数 147人
平成27年度末の人員数見込み 147人
(ただし、制度改正等特殊要因は除く)

(参考2) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 4,988百万円
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者手当及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用となります。

(3)人材の確保及び養成に関する計画

①人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。

②人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

7. 短期借入金の限度額

平成24年度(2012年度) 500億円

平成25年度(2013年度) 500億円

平成26年度(2014年度) 500億円

平成27年度(2015年度) 500億円

別添1

予算計画

(2012年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位・百万円)

	区別	合計
収 入		
	業務収入	72,364
	正味収入保険料	46,484
	正味回収金	8,000
	受取利息	17,880
	その他業務収入	0
	被出資財産からの回収金	28,841
	有価証券の償還	108,949
	短期借入金	0
	(収入計)	210,154
支 出		0
	業務支出	132,805
	正味支払保険金	78,176
	人件費	4,988
	国庫納付金	31,455
	その他業務支出	18,186
	投資支出	6,096
	システム開発等	5,816
	その他投資支出	280
	有価証券の取得	0
	短期借入金返済	0
	その他の支出	0
	予算差異	71,253
	(支出計)	210,154

別添2

収支計画

(2012年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別		合計
費用の部		
経常費用		112,332
	正味支払保険金	78,176
	業務費	23,174
	その他経常費用	10,982
臨時損失		0
計		112,332
収益の部		
経常収益		54,502
	正味収入保険料	46,484
	正味回収金	8,000
	その他経常収益	18
財務利益		17,880
臨時利益		28,841
計		101,223
純利益		-11,109

別添3

資金計画

(2012年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

区別	合計
資金支出	
業務活動による支出	132,805
正味支払保険金	78,176
業務費支出	23,174
国庫納付金	31,455
投資活動による支出	6,096
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	225,958
計	364,859
資金収入	
業務活動による収入	54,492
正味収入保険料	46,484
正味回収金	8,000
受取利息	8
その他業務収入	0
被出資財産からの回収金	28,841
投資活動による収入	108,949
財務活動による収入	17,872
前年度繰越金	154,705
計	364,859

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2013年度〔平成25年度〕)

13-一般-00101
2013年3月26日

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

我が国の通商・産業政策や国際ルール等の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じた
お客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と
比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発等に取り組み
ます。

(1) 商品性の改善

①現行保険商品の見直し

お客様からのご要望の聴取や、金融取引・対外取引形態の変化、各国貿易保険機関の提
供する商品等に関する調査を定期的に行い、商品見直しの必要性を検討するほか、海外フ
ロンティング、海外輸出信用機関との再保険活用等を通じて、お客様のニーズに対応しま
す。具体的には、次のような取組を行います。

- ア) 中小企業輸出代金保険については、中堅・中小企業の顧客ニーズに更に応える引受業
務改善により、利便性をより一層向上させることを通じ、より多くの中堅・中小企業
の海外事業の支援を図ります。
- イ) 我が国企業の海外の販売・生産拠点の取引に対する付保・金融支援については、海外
フロンティングに係る新商品を開発・販売します。
- ウ) 海外投資保険については、株式に対する質権・譲渡担保設定に関する制度整理、政策
変更リスクに係る特約料率の改定等の商品性の改善を検討します。
- エ) プラント案件の契約形態に対応した保険商品の提供については、特有の決済条件等に
より柔軟な保険設計が可能となるような保険商品を検討します。
- オ) 航空機分野については、事業化が決定された国産航空機の輸出支援について他国に比
べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施すべく航空機保険の制度設計と保
険引受にかかる体制整備を検討します。
- カ) 簡易通知型包括保険については、お客様の要望を踏まえ、保険料率計算期間の細分化
を行い利便性を向上させます。
- キ) J B I C 融資制度拡充（ローカル・バイクレ）への対応を含め、本邦企業の海外拠点

取引への支援実施します。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。

①お客様の負担軽減

パンフレット等お客様向け情報提供の見直しを適宜実施するとともに、保険引受申請や査定等の際にお客様にお願いする諸手続について、その必要性を検証し、プロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めます。特に保険金請求書等、査定の際に必要な提出書類についてわかりやすく見直しを進め、お客様の負担を軽減します。また、分かりにくい制度や運用を明確化し、お客様の負担を軽減します。第四期システム(SPIRIT-ONE)については、お客様のニーズを踏まえオンライン機能を活用したWEBサービスの更なる拡充、手続・情報提供の簡素化・効率化に努めます。更に、各国貿易保険機関との再保険ネットワークを通じ、国際共同事業を展開するお客様の保険手続に係る負担の軽減を図ります。

②意思決定・業務処理の迅速化

昨年システム移行を完了させた保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム(NEXIライブラリー)については、その内容について組織内での共有を徹底するとともに、意思決定・業務処理の迅速化を一層推進します。

その際、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、一層の迅速化を進めます。

特に、中小企業のお客様向け案件については、お客様のニーズを踏まえ、業務処理の改善に取り組みます。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間は、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間を除き、55日以下とします。
- ・ 保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで(中長期 Non-L/G 信用案件については5営業日以内)に回答します。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡します。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡します。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答します。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続を的確

に行います。

- ・ 「資源エネルギー総合保険」については、案件の相談受付後30日以内に、当該案件に関する引受方針、条件等の検討状況をお客様にお知らせすることとします。

(註) 信用リスクに係る保険金の査定期間算定における、被保険者事由あるいは海外の関係当事者への照会による所要期間とは、被保険者からの提出書類の不備や回答遅延等のため保険金査定が行えない、もしくはこれらに起因して調査等の対応を要する期間を指す。

③情報提供の強化とお客様ニーズの把握

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘に積極的に取り組みます。

新聞等にNEXIの引受案件や制度改善に関する記事が掲載されるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページやパンフレット、ポスター等による広報活動を通じて貿易保険の認知度の向上を図ります。

また、貿易保険を利用されたことのない中堅・中小企業等の潜在的なお客様への積極的な商品のご紹介を、セミナー等提携する地方銀行等との連携を通じて行い、新たな顧客基盤への浸透を図ります。また、こうしたお客様への支援に積極的な内外の関係諸機関との連携を強化し、効率的な普及活動を行います。

また、お客様憲章の徹底を図りつつ、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

その際、新たなお客様のビジネス実態を踏まえるとともに既存のお客様についても定期的な調査等を通じ、お客様のニーズに応じた商品性の開発や改善を行い、保険制度の一層の普及に繋がります。

(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

①リスク管理の強化

金融取引の高度化・我が国企業の対外取引の複雑化を背景に、高度・複雑かつ広範なリスク審査が必要とされる案件の引受が増大傾向にある中、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、引受審査基準を含め、現在の案件のリスク審査の在り方を随時見直すとともに、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の強化を図ります。さらに、日本貿易保険全体のポートフォリオベースでのリスク管理強化など、リスク管理体制

制の整備に取り組みます。

複雑・高度化する様々なリスクを的確に分析・評価するため、職員の専門能力を高め、リスク審査能力の向上を図ります。具体的には、国際金融、カントリーリスク、財務、法務、貿易実務等の専門性向上を目的として、現在行っている各種研修の更なる充実を図ります。

また、経済社会環境の変化、NEXI業務を巡る諸状況等を迅速・的確に把握し、必要な情報を適時適切に組織内で共有し、業務に活用するモニタリングを強化するほか、国内外の関係諸機関との連携による情報収集能力の向上等を通じ体制強化に取り組みます。

②質の高いサービス提供のための専門性向上及び人材育成

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう組織全体の専門能力向上に引き続き取り組みます。

国際金融、法務、財務、貿易実務等に関する専門知識を有する人材の採用を進めるほか、プロパー職員の定着、十分な職員研修等により、高度な専門性と実践能力の向上に取り組みます。

③保険金の的確な査定

保険金の支払いに関する的確な査定を行う観点から、平成23年10月28日付け会計検査院の指摘をも踏まえ、業務処理の迅速化にも留意しつつ、的確な査定を行うための体制を整備し、再発防止に取り組みます。具体的には、毎月、事例研究等を通じたノウハウの共有等を図るとともに、マニュアルを随時見直し、的確な保険金査定の体制を整備します。

④内部統制の強化とコンプライアンスの徹底

独立行政法人における内部統制にかかる総務省の研究会報告書等を参考としつつ、法令遵守態勢の徹底及び適切な業務プロセスの確保のため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署の設置等業務運営の在り方について検討します。

機密情報・個人情報保護を含む情報の厳格な管理に当たり、社内の周知徹底させるため、社内研修等の充実に取り組むとともに、管理体制の改善を図ります。

⑤情報開示を通じた業務運営の透明性の確保

企業会計原則を踏まえた財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開等を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に取り組みます。また、引き続き、こうした情報を一層分かりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や

長期間にわたる収支相償等の特性についても十分に説明するなどして、日本貿易保険の業務運営の透明化に取り組みます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図ります。当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。

また、新興国向けの国別引受方針は、国毎のリスクと国の政策を十分に踏まえ見直し、新興国への取組を強化します。

①新たな成長戦略への対応

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に対応した新成長戦略の実現に向け、政府と連携して鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開のより効果的な活動支援に一層積極的に取り組みます。そのために、現地通貨建てファイナンスを含めた付保を積極的に行うほか、事業の特性を踏まえた更なる制度の改善を図ることにより、民間事業者が直面する多様なリスクの補完、商品性の改善等に取り組みます。

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施するため、航空機保険の制度設計及び関連規定の整備等、体制整備を進めます。加えて、宇宙関連産業分野については、ファイナンス面の検討を進め、輸出支援に積極的に取り組みます。

②中小企業及び農業等の国際展開支援

中小企業のお客様の国際展開支援として、関係諸機関とも連携し、中小企業輸出代金保険等を始めとする貿易保険商品等の普及・広報の取り組みを強化します。

また、地方銀行との提携ネットワークの拡充等、民間金融機関や中小企業関係機関との提携活動を拡大し、業務フロー・マニュアルの策定、勉強会・セミナー等の開催を通じ、関係者間のノウハウの共有化を図るとともに、このネットワークを一層活用し、地域の中小企業にとっての利便性を向上させます。民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付（保険事故前輸出代金債権の流動化支援など）の機会を拡大します。

更に、中小企業のみならず、サービス産業、クリエイティブ産業、農業、建設業といったこれまで国際展開が十分に進んでいなかった分野についても、セミナーへの講師派遣や関係機関との連携強化により、貿易保険の利用促進を図り、「日本」ブランドの復活・

強化にも貢献します。

「中小企業経営力強化支援法における貿易保険法の特例」を通じ、中小企業の海外事業活動における資金調達の円滑化を支援します。

③環境・安全技術の普及

我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の輸出や省エネ・環境改善に資するプロジェクトについて、適切なリスク審査を行いつつ引受を拡大します。更に、地球温暖化対策の重要性に鑑み、地球環境保険の積極的活用等を通じ、世界的なCO₂排出量の削減、並びに持続的な世界経済の発展にも貢献します。

また、OECDにおける環境共通アプローチの継続課題に積極関与しつつ、その議論等を踏まえ、速やかに環境社会配慮のためのガイドラインの見直し等に対応し、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備し、環境社会に配慮した対外取引の健全な発展に貢献します。

④諸外国との経済連携などの強化

各国の輸出信用機関との再保険協力や民間事業者等の連携を推進することにより、貿易保険の利便性を高め、アジアを中心とするグローバル需要を取り込むべく、現地日系企業や国際プロジェクトを支援します。

貿易保険制度に関する相互理解を深め、新興国も含む形での輸出信用の枠組に関する国際的議論の進展を促進するとともに、この実現に向けた取組を含め人材育成・情報交換など各国貿易保険機関との協力を推進していきます。

⑤資源・エネルギーの安定供給源確保

昨今の地政学的リスクの拡大、資源価格の上昇、大震災後の我が国電力需給の逼迫等に鑑み、我が国の原油・LNG、レアアース・レアメタル等の資源の安定確保に貢献すべく、資源エネルギー政策を踏まえつつ、資源エネルギー総合保険の積極的かつ戦略的な引受を通じて、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的に支援します。

⑥東日本大震災等への対応

東日本大震災で被災した中小企業や原発事故に伴う風評被害に遭った輸出企業に対する支援、タイの洪水等によるサプライチェーンの寸断で影響を受けた我が国企業の海外現地法人向けの運転資金支援等にも積極的に取り組み、日本企業の海外事業展開を支援します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

①海外フロンティング契約の締結促進等

海外に事業展開するお客様のニーズを確認しつつ、海外フロンティング契約の締結促進、地方金融機関との連携強化などに取り組む他、適用スキームの拡充等を通じ、販売実績の向上を図ります。

②サービス提供の在り方の見直し

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開、民間保険会社への業務委託などを通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう引き続き配慮します。

また、近年、国際金融危機の影響を受けた民間保険会社の引受体力低下と、これを受けた公的貿易保険の拡充の動きが各国で顕著となったことを踏まえ、民間保険会社の引受能力やサービス提供の状況を鑑み、また、保険会社に対する規制強化などの国際的動向も注視しつつ、適切な引受を実施するよう配慮します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、最大限の努力を行うことにより、第三期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成23年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。

②人件費及び給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数（国家公務員の給与水準を100とした指数）の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。同時に、日本貿易保険の果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を行います。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量がお客様ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定してその適正確保に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表します。

③契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

④事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、以て業務運営の効率化を図ります。民間損害保険会社への委託については、引き続き、委託先・委託範囲の拡大を含めて、金融機関等と連携のあり方について検討を重ね、業務委託内容の拡大を図ります。

（２）システムの効率的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムの保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務の効率化・迅速化を実現します。具体的には次のような取組みを行います。

ア) 平成25年度制度改正に対応するためのシステム改造を行った上で、円滑な運用の実現に努めます。

イ) 内部統制等に係るシステム対応を進めます。

ウ) ITインフラについて、所要の更新（準備）を進めるとともに、併せて事業継続等に必要な強化を行います。

エ) システムの保守について、円滑なシステムの運用に努めつつ、保守費用の抑制に努めます。

また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策

を実施し、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施します。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（1）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

- ①予算計画（別添1参照）
- ②収支計画（別添2参照）
- ③資金計画（別添3参照）

（2）債権管理・回収の強化

①民間回収専門事業者の活用については、過去の実績を踏まえ活用してまいります。また、お客様を対象に「債権回収セミナー」開催を企画、実施します。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極的な回収に取り組みます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に取り組みます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組みます。

③保険事故債権については、その管理を的確に行うことはもとより、評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行います。具体的には、保険事故債権データの的確な管理のため、債権管理データシステムの整備を進め、債権管理の一層の効率化、迅速化のための方策を検討します。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

その際、積立金の原資は被保険者から徴収した保険料であること、積立金は将来の保険金支払いの準備金としての性格を有していること、貿易保険は超長期での収支相償を前提としていることを適切に踏まえます。

また、貿易保険の政策的役割、民間参入の円滑化、WTO協定やOECD輸出信用アレンジメント等国际ルールの遵守に配慮しつつ、収支実績等を踏まえた料率の適切性の確保に取り組みます。

4. 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

「特別会計及び独立行政法人の見直しについては、当面凍結、引き続き検討し、改革に取り組む。」（平成25年1月24日閣議決定）とされたことから、今後の検討結果を踏まえ、適切に対応いたします。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組を着実に進めます。

5. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

(1) 人材の確保

常勤職員の一部に、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、目標管理制度に基づく業績評価や、業務実態に即した人事考課制度の整備等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に引き続き取り組みます。

(2) 人材の養成

個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

(別添1)

予算計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	18,241
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
受取利息	4,620
その他業務収入	—
被出資債権からの回収金	7,491
有価証券の償還	19,737
短期借入金	—
計	45,469
支出	
業務支出	25,340
正味支払保険金	19,544
人件費	1,247
国庫納付金	—
その他業務支出	4,549
投資支出	2,111
システム開発等	2,041
その他投資支出	70
有価証券の取得	—
短期借入金返済	—
その他の支出	—
予算差異	18,018
計	45,469

(別添2)

収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	28,053
正味支払保険金	19,544
業務費	5,796
その他經常費用	2,713
臨時損失	0
計	28,053
収益の部	
經常収益	13,626
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
その他經常収益	5
財務利益	4,620
臨時利益	7,491
計	25,737
純利益	△2,316

(別添3)

資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	25,340
正味支払保険金	19,544
業務費	5,796
国庫納付金	0
投資活動による支出	2,111
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	47,158
計	74,609
資金収入	
業務活動による収入	13,623
正味収入保険料	11,621
正味回収金	2,000
受取利息	2
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	7,491
投資活動による収入	19,737
財務活動による収入	4,618
前年度繰越金	29,140
計	74,609